

議案第107号

石岡市部等設置条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市部等設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

組織機構の再編に伴い、部の名称及び分掌事務の一部を改正するため。

石岡市部等設置条例の一部を改正する条例

石岡市部等設置条例（平成17年石岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 産業戦略部

第3条第7号を次のように改める。

(7) 産業戦略部

ア 農林水産業に関すること。

イ 商工業及び観光に関すること。

ウ 企業誘致及び産業プロモーションに関すること。

エ 地籍調査に関すること。

オ 勤労者に関すること。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。